

## 野生動植物との共生に関する企画小委員会議事録

日時：平成 22 年(2010 年) 8 月 17 日(火)

午後 2 時～午後 4 時半

場所：滋賀県庁本館 4A 会議室

出席委員：

6 名中 6 名出席

出席：小林委員、須藤委員、寺田委員、新川委員、深町委員、藤本委員

議題：

1. 野生動植物との共生に関する企画小委員会設置要領の制定について
2. ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画の見直しについて
3. その他

議事概要：

事務局：

定刻になりましたので、ただ今から野生動植物との共生に関する企画小委員会を開催します。

まず、一つめの議題となりますが、企画小委員会の設置要領案について、何か御意見等ございますでしょうか。もしよろしければ、原案のとおりとさせていただきます、当小委員会を運営したいと思っておりますので、皆様の御協力を御願いたします。

さて、それでは次の議題に移っていきたくと思いますが、今後の司会は小林委員長、よろしく申し上げます。

委員長：

はい。早速ですが、お手ものと議事次第に従いまして審議に入りたいと思います。一つめの議題ですが、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画の見直し方針について、事務局より説明をお願いします。

事務局： <説明>

小林委員長：

はい、ありがとうございました。それでは、見直しの方針について、事務局より案が出されましたが、これについて御意見を頂きたいと思っております。

委員：

外来水生植物の防除について、項目として選んでいただいております。ただ、アライグマについて、この何年かの間にとんどん状況は悪くなっていると思っておりますので、これが抜け

ているのは気になります。「外来生物の」とすると、幅が広すぎるということでしょうか？

事務局：

オオクチバスなどは、概括表にまとめてありますが、様々な対策が進んでおり、それなりに成果も上がっていると思っています。ただ、アライグマについては、他府県とも非常に増えてきている。また、ヌートリアの目撃情報も県内に出てきている状況であり、外来ほ乳類による脅威が減った、とは全く思っていません。ただ、現計画を策定したときに、すでにその危険性については認識していたと思っています。それに対して、外来水生植物の問題が抜けていましたので、この項目を次計画には入れるべきと考え、特だしさせていただきました状況です。

委員：

特に、アライグマはたぶんこの何年間かの間、何もできていない。オオクチバスとかはいろいろとやっておられるようですが。行政として何もできていないので、この認識はどこかに書いておくべきだと思います。

委員：

重要な施策項目を5つ挙げていただいています。いずれも大事そうだな、ということはあるのですが、講ずべき施策全体の中で、この5つがどういう基準で選び出されたのかよくわからない。専門的な評価が必要とか、前に忘れていたとか、被害が大きくなったとかそれはそれであるのですが、どういうメルクマークで今後施策の評価をしていくのか、その際に特に重要なものとして取り上げるのをどれにするのかについて、事務局のお考えをお示しいただいた方がわかりやすいかな、と思います。どういうフィルターのかけ方をしたのか、という言い方でもいいと思いますが。

事務局：

事務局の中でも悩んだ部分です。本来であれば、施策すべてについて詳細に検討すべきであると思います。しかし、基本計画ができてからそれほど間がなく、すべての施策について十分な評価ができるほどの実績が集まっている訳ではありません。現段階では、それぞれを「今後も継続して行かなくてはならない」という結論にしかならないな、と感じました。その中で、次期計画期間の5年間で重点的に取り組まなくてはならないと思われる議題として、外来種、有害の3つの議題をスクリーニングしました。また、今やっている施策が、本当にこれでいいのかという疑問を持っている生息環境の再生と希少種保護の2つを選んだ、ということです。

外来水生植物、ニホンジカ、カワウについては、今後5年間で何をするかで決定的に変わってくるものだと思っています。外向けにも、何を選んで評価したのですかと問われた場合に外せないものを選んだつもりです。環境の再生と希少種保護は若干違ってくるのですが、許認可のような粛々と継続していくという施策が多い中、どうしたらいいのか我々なりに非常に難しいなと思っているものをピックアップしました。

委員長：

このことについては、概括表の説明のあとで、もう一度議論をしましょう。

委員：

計画を見直す、ということから、ある面から見ると緊急性があるような話だと思います。問題が無ければ見直す必要がないのですから、何か足りないとかなどの問題が出てきたのだと思います。提案の5点が、それぞれ緊急性が高いものなのかどうかはまだ見えていません。シカとかカワウについては、被害が広がっていることは確かなんですが、ここで見直したからといって抜本的に何か変わるのか、という気がします。皆さんと一緒にですが、なぜこの5点なのかという点を感じています。

委員：

全体の見直しの表にも関するのですが、推進体制のところ、県の研究機関による調査とか、行政によるいろんなデータが集められていると思いますが、これをどのようにまとめて評価していくか、についても必要だと思います。今のところ、行政的な数字とかはありますが、他にもいろんな取組がすすめられておりデータもあると思いますので、それらから、どのようにして具体的な施策を推進していくかについて、現状をまとめて、モニタリングなどもどのようにしていくかについて議論した方がいいのではないかと、思いました。

委員長：

いずれにしても、概括表の説明後に改めて議論に戻ることにさせていただきます。

特に、外来水生植物というくくりで施策を選択して項目としてあげられているのですが、やや問題があるような気がしますので、これも含めて議論させていただきます。

それでは、引き続き、事務局より説明をお願いします。

事務局： <説明>

委員長：

概括表の説明の中で、少しわかってきた面もありますし、よけいわからなくなってしまった部分もありますね。どうぞ、どなたからでも結構ですので、御意見をお出してください。

まず、私の方から外来水生植物のことについてですが、見直しの方針の中では種名までは挙げていませんが、詳細のほうではいくつかに限っていますね。これはどちらをとればいいのか。

事務局：

今のところ、対処する優先度が高い種としてミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウだと認識しています。

委員長：

琵琶湖の中で大繁茂しているのは、コカナダモ。それに対して何も触れていないのはいかがか。外来水生植物については、農業を行う面からも非常に支障を来しているということで、近畿農政局が大中の湖や県全体の排水路を対象として調査を行ったり、外来水生植物対策委員会を設けたりして、外来水生植物の駆除の方法や対策などを検討して報告書や手引き書まで作成しています。しかし、こうしたことまで行っても駆除にはいたっておらず、結局水田や畑の草取りや土手の草刈りと同様の通常の排水路の維持管理のなかでの除草・駆除である。したがって、今なお農家はコカナダモなどの外来水生植物がポンプ場の吸水口から入り込んで、ポンプを止めてしまったり、ひどい場合には壊わしてしまうなど、修繕費用や対策に苦慮しています。それに対して、この2種は、直接生活には影響を及ぼしていない種です。ですので、新川先生のおっしゃるとおり、なぜこの2種を重要なものとして取り上げたか説明が付かないような気がします。

委員：

ニホンジカについて、滋賀県で狩猟をすすめているようですが、狩猟数と実際の効果は把握されていますか。捕獲が進むことによって、林地における状況が改善された、とか。滋賀県境との八丁平には、下草は何もない。都市公園と同じようになっている。高島でも同じような状況になっているらしい。一方で、狩猟による捕獲数は年々増えているようです。この狩猟による効果をなにかつかんでらっしゃるのですか。

事務局：

今、藤本委員がおっしゃられたのは、生態系被害に対してどれくらい効果が出ているのか、という御質問だと受け止めました。正直に申しまして、生態系被害については、どれくらいの被害があるのかについても把握し切れていないのが現状です。効果がある、というのは農業被害に対して聞き及んでいます。感覚的なものではありませんが、集落単位でシカの捕獲をすすめられている地区がありますが、この地区への出没は減った、という報告があります。これが単年度的なものなのか、今後数年にわたっての効果なのか、まだまだわかりませんが、捕獲による成果は出ている模様です。しかし、これはその地区に限った話ですので、シカの分布場所が変わっているだけとも考えられることから、今後もうちょっと俯瞰的に評価できるよう情報を収集しなくてはならないと思っています。

委員：

山門地域でいうと、頑張っている地域で林床などを保全しています。しかし、周囲はすべて植林地なのです。ですので、我々の活動は、単にえさ場を作っているだけなのではないか、と思うことがあります。八丁平には、恐ろしい金を入れていると思いますが、これには何か意味があるのか？と感じます。ニホンジカが増えているのは確かなんでしょうが、滋賀県全体で見たときに、鉄砲で撃ったからといって帳消しできるのか。高島では、年々広がっているでしょう。シカが林を食い荒らすのは恐ろしい量です。その辺、何か具体的というかきちっとしたデータに基づいてやらないと。いろんな主体がシカ問題に携わっているので、これがトータル滋賀県として効果が上がるよう、関係機関がスクラムを組んで取り組まれているのかどうかを、基本計画に書き込まれてないと駄目だと思います。

事務局：

シカの被害については、今年の被害なのか、過年度の被害なのかわかりにくいので、実態がつかみにくいのがあります。今年から、森林税を頂いて捕獲をすすめることになりましたが、この効果を図るための調査を森林部局でやることとセットで予算化されました。おっしゃるような調査は今年から始まりますので、追々データが整備されていくと思います。

委員長：

ニホンジカについては、全国的な問題であるから、それぞれの県なり国なりが手だてを講じていると思いますが、これを基本計画のなかにどう位置づけるかということがあります。つまり、自然環境保全課がニホンジカによる被害の防止施策として取り組んでいくことはできますか？

事務局：

ニホンジカの対策については、特定計画の方針に基づいて行っています。この場では、この方針について御議論いただきたいと思っています。その上で、この方針でよい、という御判断をいただければ、先ほど藤本委員から御指摘いただいた点にも絡みますが、県では獣害プロジェクトという、農業、林業、自然部門が横断的に連携しているチームがあります。ここで、基本計画でこのようになっていますので、皆様にも御協力よろしくお願います、という武器にも使えます。ですので、特に、全庁挙げて対応が必要なニホンジカとカワウについては、特だししておいた方がいいかな、という考えです。

委員：

希少種保護に関してのことですが、レッドデータがまた出ますね。出ますが、生態系が40年前と今では当然変わっているわけで、当時に絶滅危惧種に指定されているようなものについて、具体的に知らしめるだけでなく、滋賀県として保護をしていく、というか増やしていくという施策はあるのですか。

事務局：

あります。概括表にもありますが、保護増殖事業という制度があります。ただ、現計画期間中には、この事業に該当するものとしてはひとつもありません。今の枠組では、県自体が事業に取り組まなくてはならない、となっています。県以外では、今でも、山門の取組もそうですし、イチモンジタナゴの増殖に取り組んでおられる方々もいらっしゃいますが、これらをこの事業に位置づけられていないので、制度的に問題があると考えています。今後、RDBを定期的に更新し続けられるような体制を盤石にできれば、保護増殖事業などをうまく打ち出していけるのではないかと、こういうのを実施する必要がある、ということを担当としても声を大にして要望することができるのではないかと、期待をしています。

委員：

絶対量がわからないので、絶滅危惧種なのかがわからないのですが、本当に数が少ないのであれば種子バンクなどの手法もあると思いますので、そのようなことまで考えなくてはならないものなのかわからないのですが、やろうと思えばこの制度でできるので

すか。

事務局：

今は間口が狭く、対象とできる事業が少ないです。県は、財政事情が非常に悪いので、新規に事業に取り組むというのは難しいのですが、県民の方が取り組んでおられる事例があれば、それと手を携えて取り組んでいけるような仕組みに改善したいと思っています。

委員長：

絶滅危惧種のカテゴリーについては、人間の影響によって減ってきた種に対して、どうカテゴライズするか、ということが重要です。例えば、RDB2010 執筆の事例で、私がクマガイソウについて例示しておきましたが、40年くらい前には鈴鹿のある場所、1,600㎡ほどの面積に一千株も見られたのですが、今は一株も残っていません。これは明らかに人間の盗掘によって絶滅してしまった例で、絶滅危惧種として保護していかななくてはならない。もう一つは、山門湿原のミツガシワは、県下における個体数も少なく希少種であることは間違いがないが、盗掘されたり、山門湿原が存在する限り消滅したりすることはない。このような種に対してあまり高いランクをつける必要はないし、人間による積極的な保護を行うという必要性もない、ということになります。ただ、指定希少種として指定している種は、人間による捕獲とか採取とか乱獲などの圧力を受けたり、あるいは生息環境が失われてしまったりしているので、保護・保全対策はやっていかなければいけなし、積極的な施策の方向性は考えてもよいのではないかと。

委員：

一つは、これまで3年間やってきた中で、施策として欠けていたもの、あるいは施策として検討することをそれほど重要視していなかったもの、典型的には外来の水生植物についてですが、はそうなのかな、と思うのが一点。それと、やらなかったというのではなく、計画の中にはあったのだけでも、この2、3年の間に具体的にすすめられなかった。この計画で方針を出していたにも関わらず前進が無かったもの、とういのが2つめにはあるような気がします。これは今ちょうど話にあった絶滅危惧種について具体的なアクションが無かった、というのはそうかな、と聞いていました。それから、3つめは、実際に取組は始まったのだけれども、その取組はほとんど効果がなかったようにしか見えない、というもの。ただ、生物多様性保全の取組というものは、ほとんど2、3年では効果は見えないものですので、大概のものが効果はなさそうに見える、というのはありますが、その中でも特に進み方の遅々として遅いもの、あるいは、取り組んではいるものの反対に環境の混乱の方が大きいというものがあれば、そのような基準はあるのかな、と聞いていました。

委員：

先ほど特だした5つなんですけど、水生植物が抜けていたというのは抜けていたので加えなくてはならないと思います。しかし、種に関して、私にはよくわからないのですが、今出されている2種が妥当なのかどうか。

新川委員：

その所から議論を始めるべきですね。

委員：

関連して、鳥獣に関しては、この2種を出されたことについては妥当かな、と思います。全国的なものですが、非常に緊急性が高く、ほっとくと大変なことになってしまうと思います。それと、現計画では、アライグマ等というところに、ヌートリアという単語が出てこない。今後まずいことになっていくと思われまますので、加えるべきかと。それと、希少野生動植物の保護に関してですが、生息・生育地保護区について、今のところ5カ所指定できているが、目標には達成しないということについての反省というか分析を行い、今後どうしていくかについてきちんと整理しておく方がいいのではないかと思います。それと同時に、確かこの計画のかなり特殊なこととして、今までの保護区のような狭いピンポイントな保護区ではなく、十分な規模を持った保護地域を設けることとします、という記述が計画にありますので、このような規模を持ってネットワークという概念を持って、重要拠点区域に網をかけることになっていたと思うのですが、たぶん今は何もできていない。何でできないのか、何が支障になっているのか、というところを、もし出せるもんなら出して、どうしたらできるかについて整理したらどうかなと思います。特に、滋賀県の一番北の部分。あそこは重要だ、と抽出されたにもかかわらず、土地の面での保護の網は何もかかっていないということが明確になったのに、あそこをどうしよう、という話が出ていないのが気になります。

事務局：

須藤委員の御指摘について、保護区について今年2カ所程度指定して、7カ所くらいにはなるかな、と考えていますが、面積は小さいです。十分な規模を持った、とは言えないと思います。以前、ブッポウソウが生息しているといわれていた管山寺を保護区として指定できないか検討したことがあり、調査もしていただきました。結果的には、ブッポウソウの確認ができなかったというのが最も大きいのですが、面積が多くなると権利関係者が多くなる。こうなると、これらの方との調整に労力と時間がかかります。ここでつまずいちゃうことがあります。で、どうするのかというと、つまずいちゃうところを削って行って、合意いただける部分のみで指定する、ということになります。ただ、これまで指定してきた保護区は、生活に密着した溜池とか、集落の中を流れる川などです。ですので、人の目が良くありますので、一度指定してしまうと地元の方の監視であるとか協力を得られやすい、そのような制度になったのかなと思っています。そういう面では、面積は小さいのですが、アットホームな制度として、その面では評価できるのではないかな、と思っています。ただ、本来的な保護区としての観点から、ある程度の面積を持った保護区の指定の必要性は高いと思いますので、今後できたらいいな、と思っています。長期構想を作るときに、コア地域をどのように担保していくのか、という議論にもなりました。自然公園など今ある制度を活用し、面的に守るという方針ですので、このときにも生息地保護区は重要なツールになると思います。ですので、コア地域について、今後指定していけたらいいな、と思っています。

委員：

結構目玉なんで、なんかアクションがあれば。

委員長：

なかなか土地の権利の問題は難しいですよ。

委員：

寺田委員、越美山地のコリドーをひっばって伸ばすというのはできませんか？

委員：

回廊自体はずいぶん伸びています。上谷山は生態系保護区とか遺伝子保護区などでほとんど保護区になっています。西の荒谷山等でも、事業として手をつけるような所ではないです。

委員：

国有林に民有林が突き刺さっているような形のところで、民有林と連携して広げる、とか。

委員：

切れているところをつなぐ、というのもあってもいいと思います。ただ、民有地となると、小林先生がおっしゃったように、まず地権者の方の同意がいります。国有林であれば、今は割に指定しやすいですが。

委員：

国有林に民有林が挟まっている湖北の場所で、ばさっと指定できればいいな、と。東中国のやつは半分くらい民有林をいれたのですよね。ああいう手法を使って。

委員：

県営林か、極端な話で公社林などで皆伐が難しいところで長伐期でおいておくのなら、指定することも可能かもしれませんね。

委員長：

県の公社林というのは、それほど多くないのではないですか。

委員：

県内で結構多くて2万ヘクタールくらいあります。

委員：

そういう視点でもちょっと眺めてみて、考えてもらえないかな、と。

委員長：

考え方としてはいいですね。

委員：

今回の見直しの方針からは、第4章は引き継ぐということで抜けているのですが、今回評価表を作成されるに当たって、こういうデータをとる仕組みがあればいいとか、こういう連携があればいいとか、県民の方との連携があればいいとか、大きな枠組はあると思うのですが、さらに見直しをやるとか施策を進める上でこういう体制があったらいいというのがあったら、具体的に見えるのではないかな、と思うのですが。今回、そこまで議論にするかどうかは別にして、ここをしっかり見ていくと、全体がうまく回っていくような仕組みがあればいいのではないかな、と思いました。

委員：

今の深町委員の発言と関係して、4章の推進体制のところですが、本当に推進体制ができたのかな、という気がします。特に、最初に議論したときに、各市町の情報がちゃんと入ってきたり、市町に情報がいたりしているのか、とか。特定鳥獣だけにとどまってしまっていると困るし、というのがありました。これも含めて、深町委員がおっしゃったような民間などの活動の連携などや、活動の実態をどのように押さえておくのかとか、どういう交流が進んでいるのか、というまずは実体面でデータとして上がってくるとわかりやすいな、という感じがします。それがあると見直しもしやすいんですけど。

委員長：

概括表の中では、他の課との関連事業があがっているが、その一つの滋賀県生物環境アドバイザー制度ですが、これが関与した事業は何百件ものすごい数になっていて、なおかつ、具体的な種について、保護対策などを講じながら工事を実施したり、守るべき場所については事業区域から外して事業を実施するなど、この制度により滋賀県の貴重な生きものやその生息・生育地が守られてきている。こうした実績を連携のところでもっと強調してもいいのではないかな。例えば、藤本委員が生物環境アドバイザーとして担当している事業の中で、オオサンショウウオが生息している河川の工事に対して、オオサンショウウオを守りながら工事をどのように進めていくかという、絶滅危惧種の保護に関する重要なアドバイスをしています。また、農村振興課関係でも、魚のゆりかご水田の取り組みや、みずすまし構想の取り組みの中で自然観察会を行ったり、生きものに配慮した事業のモニタリング調査を行ったりして、貴重種や生き物の生息・生育地の保護・保全対策の多くの事例がある。こうした実績等についても、推進体制に盛り込んでいくのもいいのではないかな、と思います。このあたりについて、深町委員の意見に私も賛成します。

寺田委員、最近ナラ枯れが非常に気になります。夏に紅葉しているように見えるほどですが、このことについて国ではなにか手を打っていますか。

委員：

特に、全国的なマツクイムシ対策のようなことはやっていません。対策はないんです。今は結構南の方にまで広がっています。信楽でも枯れてきたという報告がありましたので、

かなり南にまで来ています。ほんの2,3年前までは、大津の北の方にとどまっていたのですが。今後これは非常に大きな話題になってくると思います。シカと並ぶくらいの森林被害になるのではないかと心配しています。

委員長：

針広混交林とか言っていますが、広のほうがかれ始めているから・・・。

委員：

北の高島市の国有林はひとつおり全部やられました。残っているのは少なく、ほとんど枯れてしまいました。

委員：

比良はとてもひどいです。朽木の方は落ち着いてるんですけどね。

委員：

カシナガキクイムシはあまり遠くまで飛ばないと言われていたのですが、結構被害が広がっています。

委員：

湖北もいったん落ち着いています。

委員：

10本に1本くらいは、半分くらい枯れてまた出てくるのもあります。全部が全部枯れてしまうわけではないですが、ほとんどが枯れてしまいます。

委員：

樹齡の若いやつが生き残るんでしょうか。

委員：

そういうのもあります。大木が枯れるのは惜しいですね。

委員：

林務の方では何か対策をやっておられるのですか？

事務局：

やっていないと思います。

委員：

対策としては国有林でも枯れた木を切るだけです。防除のための対策はしていません。マツクイムシみたいに薬剤を散布するなどはしていません。

事務局：

ナラガレが始まったときには、切り出して試験的に燻蒸をやってみようとか、そのような話を聞いたことはあります。ただ、大々的になってからはどうしようもない、ということになっているのではないのでしょうか。

委員：

隣の京都市でもすごくて、京都市と京都府が連携してちゃんと対応していきましょう、という体制をとっています。私は比良に住んでいるのですが、真っ赤なんですよ。国定公園の所も含めて。全然何もされてみたいですので、伐採だけでもいいのでされたほうが。全然放って置く、というのは・・・。

事務局：

伐採も下手にしたら駄目だ、という話もあったと思います。

委員：

伐採を行って、ちゃんと燻蒸処理をしたら大丈夫です。

事務局：

そこまでしなくてはならないんですよ。山の急斜面の所とかでしなくてはならないので、どうするのか・・・。奥山でアクセスできないところから枯れてきたのですから、仕方ないな、と思って見ていました。それがいけなかったのかもしれないが。

委員長：

外来の水生植物も同じこと。一生懸命に今やってくれていますが、いずれは広がっていくもの。

事務局：

ひろがっちゃったらもうどうしようも無いと思います。コカナダモは、もうどうしようもないので、第二のコカナダモをつくらないように、今はナガエツルノゲイトウとミズヒマワリかな、と思ったのです。初期防除でなんとかなりそうなやつ、という意味で。

委員長：

初期防除で努力しても、なんとかならないと思うけど。つまり、外来種は、先駆的植物であるために、繁茂している外来種を根から抜き取ったり、根元から刈り取ったりしても、翌年には繁茂していたその場所に、一面のその外来種が復活してしまう。外来種にとっては、在来種が生育していなかったり、生育できないような悪い立地が最適な生育環境なのです。したがって、水田や畑地の雑草は今ではほとんどが外来種によって覆われていますが、除草剤を使ったり、昔から汗を流して必死の思いで草取りや草刈りを続けてきても、今もって水田や畑地の雑草は駆除できずいるわけです。このことは、水生の外来植物でも全く同じことが言えるので、ナガエツルノゲイトウとミズヒマワリの初期防除を施策の柱として見直しのなかに記載するのは躊躇するところがある。

事務局：

たしかに、カワウやニホンジカについては、こうしましょうという道筋がそれなりに見えていとおもうのですが、外来水生植物についてはどうしたらいいのか。内部の話なのですが、予算についてもここ2,3年でなんとかしてそれからお金もあまりいらなくなりますよ、というストーリーになっているんですが、それは本当ですか、と。ウソじゃないか、とも思われていて、では先々どうつきあっていくのですかということにも答えて行かなくてはならないのですが、それについての議論は全然できていません。このことから、議題としてあげてみたくなったのです。

委員長：

確かに事務局の思いは理解できるが、正面からここで取り上げてしまうと、委員会の責任として具体的に行政が果すべき実効性のある内容を提示しなければならない。しかし、外来種の特徴を説明したとおり、先の結果が見えているのに正面から取り上げるのは問題がある。

事務局：

悩ましいところはあります。ここ2年くらいはお金が比較的付きそうなところもあるものですから、その間にどこまでできるのかな、と思っているのですが。

委員長：

そうであれば、施策の柱としてでなく、条件付であげておかないと2年先に悩まなくてはならないことになりそうです。

委員：

結局、在来種をふくめて全体のバランスでしか止まりませんので、それを前提に考える、ということが必要でしょう。むやみには持ち込まない、くらいの話の方が筋が通っている気がします。

委員長：

やるにしても、完全な施策としてではなく、試行的、実験的な施策としてあげておきたいですね。そうしないと、5つの項目の1つの柱としてやってみたが駄目でした、となると、委員会の責任が問われることにもなりかねない。

事務局：

そうすると、先ほどの意見を踏まえて、水生植物に限らず外来種というくくりでどうでしょうか。というのは、アライグマについても非常に悩んでいて、これまた何ができるんだろうか、と思ったときに、シカやカワウみたいに数を減らすこともできるようなものではなく、これはどうしたらいいんですか、という気がしています。ブラックバスやブルーギルについては、体系的になっていて効果も出てきている。あっちは比較的できるんじゃないか、と思っているのですが、アライグマはどこまで増えるのか想像もつきません。

委員長：

たぶんブラックバスやブルーギルにしても、ため池などの限られた生息場所での駆除対策の効果はあるが、琵琶湖のなかの外来魚の駆除などは不可能であることは明らかである。しかし、外来水生植物の2種について、予算確保の見込みがあるからという根拠で、施策の柱として記載すると、一旦は駆除できたかに見えても、再び復活してきた時に施策として失敗では済まされないのではないですか。

例えば、オオキンケイギクの駆除対策について、ありとあらゆる方法を試みましたが、結局駄目でした。例えば、ある区画のなかのオオキンケイギクを全部根から抜くような駆除を試みましたが、もう翌年には抜く以前よりももっと繁茂してしまっし、またオオキンケイギクの繁茂している区画を遮光シートで全面的に覆って、植物を全滅させた後、遮光シートは外しましたが、翌年にはその区画全体にオオキンケイギクが大繁茂してしまいました。結局、オオキンケイギクが減っている場所というのは、放置しておいた区画でした。

委員：

混住していると、わりと年々数が少なくなるという傾向があるみたいですね。

委員長：

農地ですから、除草せずに放っておくという訳にはいかない。また、道路の法面でも、住民から行政に対して除草せよとのクレームがあり、除草すればしたことによって余計に外来植物が侵入してくることになってしまう。

委員：

外来水生植物対策費というのは、平成22年度で一千二百万ほどとなっていますが、これがここ2,3年続く、ということですか。

事務局：

これは、国の緊急雇用対策が3カ年ついて、これが来年まであります。ですので、来年までは人をいっぱい雇いましょう、というのがありますので、大丈夫だと思います。

委員：

今のお話だと、結構無駄なお金として使われてしまうことになるやもしれないのでは。

委員長：

もし、駆除に失敗したということになれば、議会からもつかれるんじゃないですか。

委員：

でも、オオキンケイギクについても、とりあえず対策をやって、事例を増やすというのは必要でしょう。

委員長：

その通り。ですから、私は試行的な施策としてだったらいいのでは、というのはそのような意味です。新川先生も実験的、という言葉が使われましたが、外来種全般について実験的にできるものはやってみる、そういう意味で施策の柱として取り上げることは意味があると思います。その施策が駄目であったという結果であっても、実験としての結果であれば、決して無駄ではないと思います。

委員：

予算の話が出たので関連して。シカについて見ていたのですが、平成 22 年度を見るとこれだけのお金が使われることになるのですか。5 億 3 千万というのはなんですか？

事務局：

それは福祉や教育関係も含めた自治振興交付金全体の内数なんで、シカはこのうちの一部になります。

委員：

捕獲目標数と予算の書き方はつじつまが合っているのですか。過去にこれだけお金をかけてこれだけ捕れました。今後はこれだけ捕りたいので、これだけのお金を使います、というように。

事務局：

平成 22 年度からは、予算を増やしました。1 頭あたりの単価を上げました。22 年度から 3 カ年の予算をつけて、一気に減らしにいかうと考えています。

委員：

それは、有害捕獲、または個体数調整で、ということですよ。ここで質問なんです、平成 20 年から 21 年にかけて捕獲数が伸びていますね。これは、有害が増えたわけではなく狩猟が増えたことによりますね。狩猟期間を延長したことが大きかったと思うのですが、これには予算がいりませんよね。狩猟でこれだけ伸びているのですが、さらに有害の部分をのばしたいがために予算を増やした、ということですか。

事務局：

正確に申しますと、狩猟が増えているのは、高島市での狩猟が増えたことによります。高島市で増えたのは、期間の延長というより捕獲に対しての報償を出したことが大きいと考えています。狩猟期間に狩猟でとるものにも補助をする、というのがあって、これで伸びています。その意味で、お金がついたから増えている、という状況です。これも、環境省からのお金を原資としていますが、これもそのうち無くなります。23 年度にはこのお金はなくなりますので、狩猟の数も減るのが確実視されています。そのためにも、有害で多くのシカをとらなくてはならないと考えています。

委員：

では、捕獲目標数が増えているわけではないけど、単価が上がっているから予算が増えている、ということですね。それは、総合的に捕獲頭数を増やす根拠がある的呢。

事務局：

平成 16 年度から 19 年度の捕獲状況では、どうやっても数は減らないということがわかってきました。数を減らすためには、単価を上げて一気にいくしかない。21 年から 24 年度にかけて一気に捕獲数を増やせば、後は狩猟で何とかなるんじゃないか。そのため、今後数年で勝負をかける、ということにしています。

委員：

その判断の根拠としては、高島市で狩猟であっても補助金を出せば捕獲数が増えたのだから、担い手の問題で現在の捕獲数が目一杯ということではなく、お金を出せばみんなが捕るだろう、ということですね。

事務局：

単価の話ですが、県が市に対して出す単価です。市町は、シカを捕ってもらうために払っている金額は別になります。例えば 1 万 5 千円だとして、県がそのうち 7 千 5 百円を出すとしたら、半額を市町が負担しなくてはなりません。捕獲数を増加したいと思っても、市町は半額を積まなくてはなりませんので、市町の予算状況によって捕獲上限数が決まってしまう。ですので、県が出す単価を上げて、市町の持ち出しを増やさず捕獲数を増加させようと考えています。確かに県の出す単価は上がりましたが、捕獲者に出す単価が上がったわけではありません。

委員：

そうであれば、有害が増える見込みはあまりないのでは？

事務局：

我々の見立てとしては、市町は 1 頭 1 万 5 千円。県はその半分を出してました。だから、市町がどのくらい予算を積めるかで捕獲数が決まっていた。平成 22 年度からは、1 万 5 千円分の 1 万 4 千円までは県庁が出す。ですので、市町はほとんど予算を積まなくてもすみます。このような状況で、どのくらい捕りますか、とお聞きしました。結果的に、捕獲数は大分増えるだろうと考えています。

委員：

かなり悩ましくて、これだけかけたのに、となりそうな気配もあるので、相当うまく説明自体もやらないと。狩猟で増えているのになんで有害の予算を増やすんだ、とか。シカの捕獲頭数について、国とか他がやっている捕獲と比べると、圧力が弱めですよ。やるのなら、とことんやらないと減らない、というのがシカの状況ですので、減らずに横並びに、となっちゃうかもしれません。そうすると、何年か後に見て、県の単位で見ると倍額にまでしたのになんだ、となる恐れがあるので、そのあたりを重々考えておいてください。

あと、捕獲頭数について、現場にいて思うのは、北海道でエゾシカに対してやっていたように下顎を出せ、とかやると別なんですか、写真なんかではあっち向けたりこっち向けたりしたりして、実がとれないと捕ったけど減らないじゃないか、ということにもつながってしまいます。これだけの予算をかけてやるんですから、できればこのあたりも。下顎をとると年齢査定もできますので、そうすれば個体群管理ができますよね。何歳のものがどれだけ捕れているかわかるので。北海道では、何十年も前からずっとやっておられるのですが、集めた下顎を、道の研究機関が全部分析して、何年から何年まで何歳のシカをどれだけ捕った、というデータがでます。俺は何頭捕った、という言い値ではなく。

事務局：

滋賀県だけでは駄目ですよ。全国的に、これを出してもらいましょう、としないと。なんかしつぽを冷凍したものが出回っているとか、耳が出回っているとかの話を聞きますので。

委員：

正確な数の把握は必要です。

事務局：

ちなみに、全頭ではなくサンプリング的にですが、滋賀県でも歯は出してもらって年齢査定をやっています。それから出た個体数水準の推定で、8千5百頭捕れば減る、となっています。このシミュレーションは、様々なパラメータを使って計算しているものですので、それほど間違っただけのものではないんじゃないかな、と思っています。

委員：

水生植物もシカもカワウもそうなんです、目標を達成するのに、これだけのお金が必要なんです。これだけ捕ると、このような効果が期待できるんですよ、ということを丁寧に説明しないと、植物はそれほどでもないかもしれませんが、動物を殺すことには抵抗が強いので。共生条例は生きものを守っているのか殺しているのかよくわからない、という意見を聞いたことがあります。保護なら保護でいいじゃないか。あれもこれもかよ、という批判です。

委員長：

滋賀県の場合は、条例の3本柱の1つに鳥獣害対策が入っていますからね。条例の共生の意味は、絶滅の危機に瀕している野生動植物は保護し、生物多様性の確保による良好な自然環境の保全、それに人間の生活に被害を及ぼすような外来種や野生鳥獣は駆除等によって、野生動植物と人間の生活環境の調和を図ることであり、単に殺すとか、保護するとかの単純な意味ではない。

さて、見直しの方針の中で5つを出したことについて、事務局の意見に対して皆様からいろいろとつっこんで御意見を頂きました。それを受けまして、この5つでいいのか、あるいはこの5つの中で問題があるのならある、しからばどうするか、ということを含めま

して、最終的に選択した5つの施策について結論を出したいと思いますので、御議論をお願いします。

事務局：

先ほど頂きました御意見を踏まえまして、我々として反映させましようと思いましたが、外来水生植物を外来生物とするということと、ネットワーク化という御意見を頂きましたので、それは生息環境の再生のところにネットワーク化に関しても盛り込んで評価する、ということです。

委員長：

ネットワーク化については、生息環境の再生のところに盛り込んで評価する、ということでもいいかと思います。これがコアになっていくと考えられますので、ここに項目を出しておくのがいいと思います。

委員：

鳥獣から選択するならば、シカとカワウでいいと思います。

委員：

もともとの計画で、環境保全・再生、希少種保護、外来生物対策、鳥獣害対策の4つがありましたので、この4つを基本的に取り上げるというのはいいんじゃないかな、と思います。この中で、特に評価をして見直す必要があるものを、先程来御意見を頂いているものに限定していく、ということで考えられたらいかがでしょうか。鳥獣被害についていえば、やっぱりなかなか問題が深刻になってきているシカとカワウだけはやりましょう、とか。外来生物については、動植物含めて、これまでちゃんとやっていなかったものを含めてちゃんと検討しましょうということで、水生植物をふくめてアライグマやヌートリアが出てくればそれはそうかな、と思います。環境再生についていうと、本来の意味のビオトープを議論していたのが、転々としたものしかできていないので、これをどうするかということで議論すればどうか、と思いました。

委員長：

環境の保全・再生については、生息環境のネットワーク化とか、生息環境を拡大していくとか、その箇所を増やすとか、このような施策を重点的にしていく、としてもらったかどうか。それから、外来種として動植物を含めて、あくまで試行的・実験的な施策としてすすめていくことで、やってみて結果が悪くても試行の結論としては無駄でなかったということになると思います。このような形に修正してもらって、この見直しの5つをいかしてもらってよろしいですか。

そうしましたら、概括表の実績については、他の課などと連携をとって自然環境保全課の柱になるような内容の施策を推進している実績もあるので、そういった実績は施策の推進のところで評価してください。

委員：

次期計画の方向性についてとても気になった部分があります。河川改修のところについて、今は受け身的に河川改修があるときに多自然川づくりでやる、となっていますが、もうちょっと積極的に、本来の河川環境を取り戻すということを、限られたモデルでもいいので多自然川づくりをやってみる、というのは難しいですか。

委員長：

多自然型というよりも、河川法が改正されて環境が加わった結果滋賀県の場合では、多自然型川づくりといった人間側にたった河川整備ではなく、川本来の自然環境を生かした整備を行っている。例えば、治水効果や動植物の貴重な生息・生育空間としての機能など、さまざまな機能をもつ愛知川の河畔林の整備については、河畔林のなかに生息・生育している絶滅危惧種の植物や昆虫類、さらにはキツネの巣などを守りながら、住民主体で枯れ竹を伐採し、チップにして河畔林に戻す作業をボランティアで長年続けてきている。こうした住民主体の河川環境再生の取り組みは、全国的に貴重な事例であり、他県からも視察にみえている。

委員：

そうすると、せっかくなので、河川環境の再生のところにこういうのも取り上げないと。

委員：

局所的に河川改修をされていて、河床とか堤防とかをどうするかというときにやった多自然川づくりが4.8 kmという話なので、小林先生のお話があったように、河川区域内に林が残っているところが滋賀県多いので、これらを守ることも多自然といえます。

委員長：

まさに言われるとおりで、これまでの多自然型の川づくりといえば、堤防に階段をつくったり、魚道をつくったり人間の側からの整備であった。愛知川の場合は、あくまで生きものの側に配慮した河川整備の取り組みである。

委員：

まさにこの数年間で始まったこととして、評価しておく方がいいですね。

委員長：

5年以上続いています。

委員：

ここで書かれているのは、県がやっている事例だけですので、先生がやっておられるような市民とかの取組をどんどん入れていく方が、全体の滋賀県の計画としてはいいのではないですか。

委員長：

洗い出せばかなり出てくるかもしれない。

ありがとうございました。それでは、他何かありますか。

事務局：

今後の見直しスケジュールについて、簡単に説明させていただきます。

<説明>

委員長：

会議としてはあと一回。ただ、これからまとまり次第メールがどんどん送られてくるそうですので、皆様御協力を御願います。

それでは、私の司会はこれで終わらせていただきますので、事務局の方にお返しします。

事務局：

それでは、次回は11月くらいということで、それまで何回かメールでやりとりをさせていただかなくてはなりませんので、どうぞ御協力をお願いします。それでは、本日は長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。本日頂きました御意見を踏まえ、計画の見直しをすすめていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上